

6.1 諏訪西中学校いじめ防止等対策委員会

諏訪西中学校「いじめの防止等のための対策の基本方針」

1 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようすることを目指していじめの防止等の対策を策定する。

また、個々に策定するいじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにするものとする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行うものとする。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止等の対策のために以下の組織を置く。

名称

諏訪西中学校いじめ防止等対策委員会

構成員

委員長 学校長

副委員長 生徒指導主事

委員 校内生徒指導部 校内人権教育委員会

スクールカウンセラー

学校評議員(主任児童委員) 1名

P T A会長

P T A副会長 1名

なお、日々の実務を司るために、以下の組織を置く。

諏訪西中学校いじめ防止等対策小委員会

主任 生徒指導主事

委員 生徒指導委員会

3 諏訪西中学校いじめ防止等対策委員会の活動

○情報交換のために定期的に会合を持つ。(年3回)

○校内いじめ防止等対策委員会の活動を管理監督する。

○重大事案が発生した時は、臨時に会を開催し、調査・対応を行う。

4 諏訪西中学校いじめ防止等対策小委員会

【日常での活動】

- いじめ防止マニュアルを策定し、いじめ防止に努める。（マニュアル別紙）
- 教職員の研修を行う。
- いじめチェックのためのアンケート等を実施する。
- 定期的な生徒相談を企画。（年3回：生徒相談委員会と）
- 日常的にいじめにかかる情報収集に努める。
- 学校のいじめ防止対策の取り組み及びいじめ防止等対策委員会の活動を広報する。
- 生徒の状況を諏訪西中学校いじめ防止等対策委員会に報告する。

【対応活動】

- いじめ事象が起ったときは、事実確認及び対応策を検討する。
- 外部機関との連携を行う。

追記　　この基本方針は平成26年度より適応し、委員会の活動は必要に応じて追加する。